

鈴亀広介第 31号  
令和 2年 4月 2日

各事業所管理者 様

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染経路は飛沫感染・接触感染と言われており、感染拡大を防止するために、適切な予防対策を講じることは大変重要です。

これまでの国内での感染例をみると、換気が悪く、人が密に集まって過ごす空間や間近で会話・発声をする状況での集団感染のリスクが高くなっています。

このため、通所系サービスや施設・居住系サービスでは、集団感染を防ぐ対策が重要です。

また、万一の集団感染による休業要請や施設閉鎖に備えて、真にサービスを必要としている利用者へサービス提供が行えるよう、事前に備えておくことが大切になります。

そこで、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間の対応として、サービスの必要性を再度検討のうえ、利用者への対応方法の振り分け（以下「スクリーニング」という）の実施、個別の具体的な対応方法の検討やサービス内容の変更を行う等、適切な対応をお願いします。

なお、大変お手数をおかけし恐縮ですが、スクリーニングを実施した結果を、4月10日（金）までに別添1「利用者スクリーニング結果報告書」にてメール（[skkaigo@mecha.ne.jp](mailto:skkaigo@mecha.ne.jp)）かFAX（059-369-3202）で報告をお願いします。

※亀山市内の通所介護事業所（地域密着型含む）・居宅介護支援事業所は提出不要です。）

※居宅介護支援事業所で、介護予防支援事業所から委託をされている要支援者は、委託先の居宅介護支援事業所の報告人数に含めてください。

※調査した結果について、関係機関に情報提供させていただく場合があります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の対応により人員不足となった場合には、法人内の他施設・事業所からの職員応援なども御検討ください。また、施設閉鎖や職員の感染により、事業所がサービス提供できなくなることも想定し、御家族による支援も視野に入れた対応方法も考慮してください。

参考として、次のとおり、スクリーニング方法や感染予防や人員不足に応じたサービス内容変更の具体例をお示しします。

## 1 スクリーニングの例（詳細は別添2「スクリーニングシート」を参照してください。）

- ①事業所が休業で利用できなくても生活上大きな支障がない方
- ②事業所が休業で利用できなくなった場合、部分的な支援が必要な方
- ③事業所が休業で利用できなくなった場合でも、命に係わる理由等により通常通りサービスが必要な方

例：◆認知症で徘徊が頻回にある利用者

◆服薬介助が必要な利用者

◆排泄行為や保清行為に介助が必要な利用者

◆虐待による保護緊急度が高い利用者 等

- ④その他、①～③に振り分けることが困難な方

## 2 必要なサービスの再検討の例

### (1) 通所系サービスの場合

#### ア サービス内容の変更

(※サービス提供の状況に応じて介護報酬請求ができます。)

- ・ サービス提供時間の短縮等

(※当初の計画どおりの内容をサービス提供できている場合には計画どおりの時間数の報酬区分で算定が可能です。)

- ・ サービス提供日の減・サービス利用回数の減
- ・ サービス内容の縮小、変更

(集団プログラムの縮小・中止(カラオケ等)、弁当の利用 等)

※複数の利用者が共同で使用するものは消毒を徹底してください。

- ・ 通所事業所を休業する場合は、従業者が居宅を訪問し配食（弁当を購入し提供）等のサービス提供を実施  
（※訪問して提供したサービス時間の区分に応じた報酬請求ができません。個別機能訓練加算については、訪問時に機能訓練を実施した場合に算定可能です。）
  - ・ 入浴を清拭または部分浴に変更，入浴回数の減  
（※清拭等への変更は，入浴介助加算，入浴介助体制加算の算定も可能です。）
  - イ サービス提供の中止  
（※介護報酬請求はできません。）
  - ・ 他の居宅サービス（訪問介護 等）を利用  
（※他の居宅サービスは報酬請求可）
- (2) 訪問系サービスの場合
- ア サービス内容の変更  
（※サービス提供の状況に応じて介護報酬請求ができます。）
  - ・ 身体介護を中心とし生活援助は必要不可欠なものにとどめる
  - ・ サービス提供時間の調整  
（食事等で利用の多い時間帯について時間をずらして実施する。 等）
  - ・ サービス提供時間の短縮  
（※当初の計画どおりの内容をサービス提供できている場合には計画どおりの時間数の報酬区分で算定が可能です。）
  - ・ 入浴を清拭または部分浴に変更
  - ・ 調理の代わりにヘルパーが弁当を購入し提供
  - ・ 訪問回数を減らす。
  - イ サービス提供の中止  
（※介護報酬請求はできません。）
  - ・ 代替の保険外サービスを利用（調理の代わりに弁当の宅配を利用する。 等）

### 3 手続き等

(1) 各事業所で、サービス計画の内容を変更してサービス提供する場合は、事前に利用者へ説明し理解を得るようにしてください。

なお、今回は非常時であるため、利用者からの文書による同意までは求めませんが、利用料金を含めて、利用者の理解が得られるよう丁寧な説明をお願いします。

(2) 居宅介護支援事業者との十分な連絡調整を行ってください。

(3) 本通知にかかる取扱いについては、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な対応であるため、当広域連合への変更届等の提出は必要ありません。

(4) 以下のとおり休業する場合、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課にメールかFAXで御連絡ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連（学校等の休業に伴う人員不足を含む）により事業継続が困難で休業となる場合
- ・ 感染拡大予防等の対策で自主的に休業される場合

連絡先： メール skkaigo@mecha.ne.jp

FAX 059-369-3202

連絡内容の例（件名に【コロナ】と表示してください）

- ・ 事業所名，サービス種類，事業所番号
- ・ 担当者名，電話番号
- ・ 休業予定期間（延長する場合は再度連絡をお願いします）
- ・ 休業理由

例：学校等の休業に伴い人手不足 等

※県指定の事業所につきましては、広域連合に加え、三重県医療保健部長寿介護課居宅サービス班（電話：059-224-2262）へ併せて報告してください。

- 4 感染及び感染が疑われる者\*（利用者及び従業者）が確認された場合も、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課にメールかFAXで御連絡ください。

連絡先： メール skkaigo@mecha.ne.jp

FAX 059-369-3202

連絡内容の例（件名に【コロナ】と表示してください）

- ・事業所名，サービス種類，事業所番号
- ・担当者名，電話番号

例：職員・利用者等に感染者が発生 等

※県指定の事業所につきましては，広域連合に加え，三重県医療保健部長寿介護課居宅サービス班（電話：059-224-2262）へ併せて報告してください。

- \*新型コロナウイルス感染が疑われる者とは，社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって，風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者です。このような場合「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し，指示を受けてください。

新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター（24時間体制）

※時間帯によって連絡先が異なりますので御注意ください。

- (1) 9時00分から21時00分まで（土曜日・日曜日・祝日も対応）

鈴鹿保健所 059-382-8672（それ以外の地域は三重県HP参照）

- (2) 21時00分から翌9時00分まで

三重県救急医療情報センター 059-229-1199

が，必要に応じて，帰国者・接触者相談センターに連絡します。

**【事務担当】**

鈴鹿亀山地区広域連合

介護保険課指導G

TEL:059-369-3205